

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2235号)

令和2年2月20日

横情審答申第2235号  
令和2年2月20日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年11月28日教人児第1648号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年2月13日 面談を申し入れた経緯について（写し）」の一部  
開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成29年2月13日 面談を申し入れた経緯について（写し）」を一部開示とした決定のうち、代理人弁護士印の印影及び別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「実施機関教育委員会の「横浜市長林文子が福島原発汚染により、避難した小学生に直接面会し謝罪した（5月31日）件」の謝罪に至るまでの全ての文書」の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が「平成29年2月13日 面談を申し入れた経緯について（写し）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年6月19日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、申入内容については、面談を申し入れた経緯として、被害児童の率直な心情、意向、事案に関わる具体的な事実関係等が記載されている。これは、特定の個人が識別されるおそれがあり、特定の個人を識別することができない個人情報であったとしても、特定の個人の内心という個人の人格に密接に関わる情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、代理人弁護士印の印影については、弁護士が契約等に使用する印の印影であり、財産管理のための意思決定が行われる際に使用している。したがって、当該印影を公にすることにより、偽造され、財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申入内容について、当該文書の構成内容が全く明らかにされておらず、根拠規定を適用する理由は、決定通知書欄記載の文言だけであり、黒塗りにされた部分が実施機関が主張するような内心の秘密に属する情報であって当該個人の権利利益が害される情報なのか否かを判断することは不可能である。
- (2) 適正な理由付記を欠く決定通知書は当然に瑕疵ある行政処分として無効とみなされ、弁明書でこれらを補足・補完しなければ条例7条の公開の原則に基づき非開示とした部分の非開示決定処分の取消しは免れない。
- (3) 代理人弁護士印の印影について、当該弁護士の「印・印影」が財産権の保護対象となる理由及び開示されると発生するおそれのある侵害事実とは何で、公開原則の利益より非開示によって保護が図られる当該弁護士の権利利益とは何かについての理由付記が全くない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市いじめ問題専門委員会に係る事務について

横浜市いじめ問題専門委員会は、実施機関の附属機関として設置され、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議を行う。

教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年当時。現在は、教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課）は、横浜市いじめ問題専門委員会に関する事務を行う。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市いじめ問題専門委員会で調査を行った特定のいじめ問題（以下「本件いじめ問題」という。）について、被害を受けた児童（以下「被害児童」という。）の代理人弁護士が横浜市長に対して面談を申し入れた際に提出された文書であり、「面談を申し入れた経緯について」（以下「文書1」という。）、被害児童の気持ちを表した文書（以下「文書2」という。）及び「御手紙自体の補足資料」（以下「文書3」という。）で構成されている。

実施機関は、文書1のうち「記」以下の申入れについて説明等する部分（以下「非開示部分1」という。）及び文書3のうち「記」以下の補足内容の部分（以下

「非開示部分2」という。)は条例第7条第2項第2号に、文書1及び文書3のうち代理人弁護士印の印影は条例第7条第2項第4号に該当するとして、非開示としている。なお、文書2は開示している。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分1及び非開示部分2の全体について、面談を申し入れた経緯として、被害児童の率直な心情、意向、事案に関わる具体的な事実関係等が記載されているため、特定の個人が識別されるおそれがあり、特定の個人を識別することができないとしても、特定の個人の内心という個人の人格に密接に関わる情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、非開示としている。

ウ 当審査会で令和元年8月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分1及び非開示部分2については、被害児童の率直な心情や、意向、具体的な事実関係等が記載されるなど、文書全体に被害児童の意向を反映した情報が記載されている。このため、これを開示すると、特定の個人が識別されるか、個人が識別されないとしても、個人の内心等の個人の人格に密接に関わる情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 非開示部分2の内容の一部と同じ情報が新聞記事として掲載されているとは認識しているが、非開示部分2そのものを引用し掲載されているものではなく、代理人弁護士が被害児童本人の意向を確認し、その意思を反映して作成された非開示部分2が、一般に公表されているものとは判断できなかった。

(ウ) 非開示部分1及び非開示部分2は、被害児童本人の意向を反映して代理人弁護士が作成したものと解される。したがって、その一部に、市会の議事録ほか仮に一般に入手可能な情報が記載されていたとしても、どのような情報を用いて、どのような方法や記述で主張をするかも含めて、被害児童本人の内心を反映し

た情報であって、全体が非開示として保護すべき情報であると判断した。

エ また、当審査会で代理人弁護士宛てに本件審査請求文書を開示することの可否について意見を求めたところ、次の回答があった。

弁護士印の印影以外は、被害児童本人が広い情報公開を望んでいたことに鑑みて、開示を望む。

オ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件審査請求文書は、代理人弁護士が被害児童の意向を反映し、作成した文書であるとして、実施機関は非開示部分1の全体を非開示としている。しかし、被害児童の意向そのものについては、文書2の全文が既に新聞報道されている。また、本件いじめ問題に関して、墨塗部分はあるが横浜市いじめ問題専門委員会の答申（いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書）が公にされ、教育委員会や市会での議論に係る議事録及び会議資料（以下「報告書等」という。）も公表されている。

(イ) 当審査会において非開示部分1を見分したところ、大きく5つの項目立てがしてあり、大項目、中項目及び小項目を設けるなどして、被害児童の意向に基づいて市長に面談を申し入れた経緯等が整理されており、代理人弁護士が入手した報告書等や会議の傍聴で聴取した情報、報告書等の内容に対する代理人弁護士の理解、評価等が記載されていた。

これらは、一部を除き既に公にされている情報をまとめたもの及び代理人弁護士の見解であって、機微な情報は含まれていないことから、公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、本号本文後段に該当しない。ただし、別表の1に示す部分は被害児童の意見、別表の2に示す部分は被害児童及び加害児童の発言に関する記載であり、いずれも、公にされた報告書等では確認できない情報であった。これらはいずれも被害児童の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。また、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ウ) なお、代理人弁護士の開示に対する意見は、本件審査請求文書の開示を望むものであったから、代理人弁護士の見解に係る部分を開示しても、当該弁護士の権利利益等を害するものではない。

(エ) 次に、当審査会において非開示部分2を見分したところ、ウ(イ)で実施機関が

いうところの文書3の内容の一部と同じ情報とは、非開示部分2の冒頭の2行を除いた部分であって、既に開示している文書2を代理人弁護士が項目立てをし、理解しやすくするために括弧書きで被害児童の意を汲んだ表現を補足したものであった。これら補足した内容は、既に公表されている報告書等の内容と著しく異なるものでもなく、公にすることにより被害児童及び代理人弁護士の権利利益を害するおそれのある情報とはいえない。また、冒頭の2行は、補足資料を提出するに当たっての代理人弁護士のコメントであり、何ら被害児童の機微に触れるような記載ではない。

したがって、公にすることにより、被害児童の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、本号本文後段に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 代理人弁護士印の印影は、公にすると第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定のうち、代理人弁護士印の印影及び別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表

項	該当ページ	非開示を妥当とする箇所
1	1ページ	9行目11文字目から28文字目まで
2	9ページ	25行目11文字目から行末まで
	10ページ	1行目から2行目3文字目まで

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年11月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月19日 (第310回第一部会) 平成29年12月21日 (第225回第三部会) 平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・諮問の報告
令和元年6月20日 (第248回第三部会)	・審議
令和元年7月18日 (第249回第三部会)	・審議
令和元年8月22日 (第250回第三部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
令和元年9月19日 (第251回第三部会)	・審議
令和元年10月17日 (第252回第三部会)	・審議
令和元年10月18日	・代理人弁護士から照会に対する回答を受理
令和元年11月18日 (第253回第三部会)	・審議
令和2年1月16日 (第255回第三部会)	・審議